## 建築物省エネ法の適合性判定等手数料

- 1 法第12条第1項(適合性判定)
- 2 法第12条第2項(計画の変更の適合性判定)
- 3 法第13条第2項(適合性判定)
- 4 法第13条第3項(計画の変更の適合性判定)

5 軽微な変更該当証明書の交付

下表の区分による手数料となります。

ただし2,4,5,の対象床面積については、「床面積増加部分」+「変更に係る部分の床面積×1/2」の合計面積となります。

	計算方法			建物種別	対象床面積	手数料(円)
7	標準入力法等	(ア)	а	非住宅部分 のみ	300㎡未満	224,000
			b		300㎡以上500㎡以内	276,000
		(イ)	а	工場等部分 のみ	300㎡未満	23,000
			b		300㎡以上500㎡以内	30,000
		(ウ)		非住宅部分 + 工場等部分	非住宅部分の金額+工場等部分の金額	
					ただし、その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合のア(ア)に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは当該額	
1	モデル建物法	(ア)	а	非住宅部分 のみ	300㎡未満	86,000
			b		300㎡以上500㎡以内	108,000
		(イ)	а	工場等部分 のみ	300㎡未満	19,000
			b		300㎡以上500㎡以内	26,000
		(ウ)		非住宅部分 + 工場等部分	非住宅部分の金額+工場等部分の金額 ただし、その額が当該建築物の非住宅部 分及び工場等部分の床面積の合計を全て 非住宅部分とみなした場合のイ(ア)に規 定する区分に応じた手数料の額を超えると きは当該額	

※1 工場等部分とは工場、倉庫、データセンター、卸売市場、火葬場又はと畜場、 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設、水産物の増殖場又は養殖場、 危険物の貯蔵又は処理に供するもの、その他これらに類する用途です。

6 適合性判定を受けた建築物の完了検査申請手数料に加算する手数料

対象部分	対象床面積	手数料(円)
非住宅部分のみの床面積合計	300㎡未満	10,000
	300㎡以上500㎡以内	16,000